

○第131回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成28年1月14日（木）14：00～15：21

議事概要：

（1）農薬（フィプロニル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.00019 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.02 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、稲、さとうきび等に使用します。今回、残留農薬基準（ばれいしょ、さとうきび等）の変更に関する評価要請がなされています。

（2）農薬（プロフェノホス）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0005 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.05 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、茶、ばれいしょ等に使用します。今回、コーヒー豆へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）農薬（ホセチル）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答案が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、にんじん、きゅうり等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（4）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① フェナザキン

・評価第一部会において調査審議することとなった。

*殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、アーモンド、茶等へのインポートトレランス申請がされています。